

【夏合宿 第1問】

被告人 X は、以前から、本件の共犯者とともに強盗行為をしたことがあった。本件犯行に誘われると、平成 29 年 7 月 5 日 23 時 20 分頃、共犯者ら (A・B) とターゲットである高級貴金属店 (以下「店」) に下見に行った。そのうえで、共犯者らと、閉店後かつ店先の人の往来が少なくなる 3 日後の 7 月 8 日 23 時に、店の裏口付近の窓ガラスを割り、そこから侵入し強盗を行う旨の共謀を遂げた。なお、本件における X の役割は、侵入経路の確保のための窓ガラスの破壊、強盗用の凶器 (ナイフ、スタンガン) の準備及び逃走のための自動車の運転であった。

事件当日の 7 月 8 日 23 時、X は、当初の計画通り窓ガラスを割ることで侵入経路を確保し、そこから共犯者 A・B が店に侵入した。その後の 23 時 15 分頃、X は、逃走用の自動車内で待機していたところ、店に複数の人が入っていくのを発見した。X は、犯行の発覚を恐れ、A に「人が入ってきている。逃げよう。」と電話で伝えた。しかし、A は「俺たちはなんとか自力で逃げるから、先に逃げたければ逃げてもいいぞ。」と言い、犯行の続行の意思を示したため、X は「わかった。先に逃げるぞ。」と言い、A もこれに承諾した。そこで、X は、逃走用の自動車に乗り、現場を離れることにした。離れる際、X は、車内に犯行用の凶器であるスタンガンが忘れられていることに気付いたが、このまま犯行が行われないことを願い、犯行に支障を生じさせる目的で、A らに何も伝えずに持ち帰った。

その後、共犯者 A・B は、X 逃走直後の 23 時 30 分にスタンガンを忘れたことに気付いたものの、X が準備したナイフを使い強盗を実行、店主と従業員 3 人に怪我を負わせた上、現金 200 万円と貴金属数点を奪い逃走した。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例 最高裁平成 21 年 6 月 30 日第三小法廷決定
最高裁平成元年 6 月 26 日第一小法廷決定